

第5章

第7期介護保険事業計画

第5章 第7期介護保険事業計画

第1節 第7期介護保険事業計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の位置づけ等

平成12年度から策定を開始した本計画は、平成30年度で第7期に入ります。

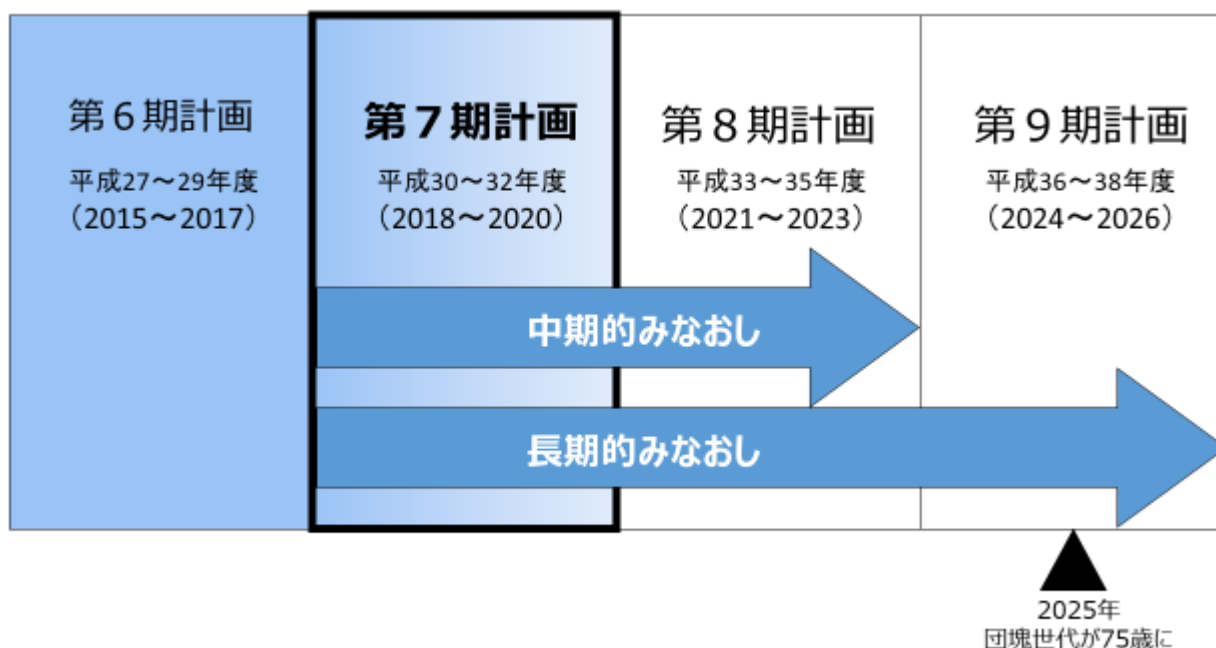
制度施行から17年が経過し、周知の拡がりとともに、サービスの利用が急速に拡大してきた結果、老後の安心を支える制度として定着してきました。

一方で、介護に関する保険給付費は介護保険制度が開始された平成12年度の決算額126億円から年々伸び続け、平成28年度決算では263億円となり、17年間で2倍以上に増加しました。

団塊の世代が全て75歳以上の「後期高齢者」となる2025年(平成37年)は目前に迫っています。介護保険制度の持続可能性の確保とともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進のために、高齢者の自立や要介護状態の維持改善への積極的な取り組みが求められています。

高齢者保健福祉計画に掲げた施策に積極的に取り組みながら、真に必要な介護サービスの確保や施設の整備・計画等を着実に進めていく必要があります。

1-2 計画の期間



1-3 これまでの経過

① 第6期（平成27～29年度）

第6期計画では、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据えた中長期的なサービス給付・保険料水準の推計，地域包括ケアシステムの実現のための「地域包括ケア計画」としての位置づけなど，将来を見据えた計画策定が行われ，地域ケア会議の充実が図られるとともに，新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まるなど，地域支援事業が拡充されたほか，一方では，国において特別養護老人ホームの新規入所者が，原則，要介護3以上に限定されるなど，介護給付の重点化・効率化が行われました。

また，高齢化の進展による介護費用の増大や，介護従事者不足等の課題を解決するため，低所得者の保険料軽減の拡充と併せて，所得や資産のある人の費用負担の引き上げが行われたほか，介護従事者の人材確保・処遇改善のための費用が拡充されました。

このような中，本市では，要介護高齢者ができるだけ住み慣れた地域の中で，在宅生活を継続できるよう支援するための地域密着型サービスの整備を重点的に計画し，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護の各サービスの整備に取り組みました。

さらに，施設入所待機者の解消を図るための特別養護老人ホーム1施設（80床）及び要介護高齢者の在宅復帰を支援する，中間施設としての介護老人保健施設1施設（80床）の施設サービスの整備に向けて取り組みました。

② 介護保険制度改正の主な内容

「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年5月26日に成立し，6月2日に公布されました。

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や地域共生社会の実現を図るとともに，制度の持続可能性を確保することに配慮し，サービスを必要とする方に真に必要なサービスが提供できるよう，取り組んでいきます。

○地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの構築に向けて，医療・介護の役割分担と連携をより一層推進し，本人の希望する場所での，その状態に応じた医療・介護と看取りの実施や，関係者間の円滑な情報共有とそれらを踏まえた対応を進めていくことが必要です。

（1）自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

国から提供されたデータを分析の上，介護保険事業計画を策定し，計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載します。

※高齢者保健福祉計画に記載しています。

（2）介護保険施設に「介護医療院」を創設

医療・介護の連携の推進等を図るため，介護療養型医療施設や病院，診療所の転換施設として創設します。日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ，看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。（現行の介護療養型医療施設の経過措置期間は6年間延長され，平成36年3月末までとなります。）

(3) 「共生型サービス」の創設

地域共生社会の実現に向けた取組の推進等を図るため、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするために創設します。

○介護保険制度の持続可能性の確保

地域包括ケアシステムの構築を図る一方、保険料と公費で支えられている介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、費用者負担者への説明責任をよりよく果たし、市民全体の制度への納得感を高めていくことが求められます。今後増加し続ける介護費用に対応するためにも必要なことです。

(1) 2割負担のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（平成30年8月～）

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、第1号被保険者の2割負担のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とします。

※高額介護（予防）サービス費上限額が月額 44,400 円であるため、一律に負担が増えるわけではありません。

(2) 介護納付金の総報酬割の導入（平成29年7月～。適用は8月分～）

各医療保険者が納付する介護納付金（40歳～64歳の保険料）について、被保険者間での総報酬割（総報酬額に応じた負担）とします。

※平成29年度及び平成30年度は被保険者に係る介護納付金の2分の1について総報酬割を導入。平成31年度は4分の3について、平成32年度以降は全面的に総報酬割を導入します。

○その他の制度改正

(1) 介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し（平成30年4月～）

介護保険適用除外施設（障害者支援施設等）を退所して介護保険施設等に入所した場合に、適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、適用除外施設入所前の居住地である市町村を保険者とします。

(2) 福祉用具の貸与について見直し

- ・事業者へ、機能や価格帯の異なる複数の商品提示の義務付けを行います。（平成30年4月～）
- ・事業者へ、全国平均貸与価格の表示や貸与事業者の貸与価格の上限が設定されるほか、利用者へ説明責任の義務付けを行います。（平成30年10月～）

(3) 住宅改修の見直し

- ・見積書類は国が示す様式になります。（平成30年度中 時期未定）
- ・複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、可能な限りケアマネジャーが利用者に対し説明を行います。（平成30年度中 時期未定）

(4) 要介護認定業務の簡素化（平成30年4月～）

- ・更新認定有効期間の上限を、現行の24か月から36か月へ延長します。
- ・介護認定審査会における二次審査の簡素化を可能にします。

③ 日常生活圏域について

日常生活圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時まで、めざすべき地域包括ケアシステムを構築することを念頭において定めることとされています。

第7期計画では第6期計画に引き続き、高齢者人口や地域におけるさまざまな活動単位等を考慮し、布師田から下知までを「東部圏域」、朝倉から初月までを「西部圏域」、潮江から春野までを「南部圏域」、一宮から土佐山までを「北部圏域」とし、この4つの圏域を「日常生活圏域」として設定しています。



【第7期計画圏域の内訳】※第6期から変更なし

圏域	大街	町名
東部	布師田	布師田
	大津	大津甲, 大津乙
	三里	池, 仁井田, 種崎, 十津
	五台山	吸江, 五台山, 屋頭
	高須	高須, 高須砂地, 高須本町, 高須新木, 高須東町, 高須西町, 高須絶海, 高須大谷, 高須大島, 高須新町, 葛島
	介良	介良甲, 介良乙, 介良丙, 介良, 潮見台
	南街	中の島, 九反田, 菜園場町, 農人町, 城見町, 塚町, 南はりまや町, 弘化台
	北街	桜井町, はりまや町
	下知	宝永町, 弥生町, 丸池町, 小倉町, 東雲町, 日の出町, 知寄町, 青柳町, 稲荷町, 若松町, 高埴, 杉井流, 北金田, 南金田, 札場, 南御座, 北御座, 南川添, 北川添, 北久保, 南久保, 海老ノ丸, 中宝永町, 南宝永町, 二葉町
西部	朝倉	朝倉甲, 朝倉乙, 朝倉丙, 朝倉丁, 朝倉戊, 朝倉己, 曙町, 朝倉本町, 若草町, 若草南町, 鶴来巢, 榎山町, 針木東町, 大谷公園町, 朝倉南町, 朝倉横町, 朝倉東町, 朝倉西町, 針木北, 針木本町, 針木南, 針木西, 宗安寺, 行川, 針原, 上里, 領家, 唐岩
	鴨田	鴨部, 神田, 鴨部高町, 鴨部上町
	鏡	鏡大河内, 鏡小浜, 鏡大利, 鏡今井, 鏡草峰, 鏡白岩, 鏡狩山, 鏡吉原, 鏡的淵, 鏡去坂, 鏡竹奈路, 鏡敷ノ山, 鏡柿ノ又, 鏡横矢, 鏡増原, 鏡葛山, 鏡梅ノ木, 鏡小山
	旭街	玉水町, 縄手町, 鏡川町, 下島町, 旭町, 赤石町, 中須賀町, 旭駅前町, 元町, 南元町, 旭上町, 水源町, 本宮町, 上本宮町, 大谷, 岩ヶ淵, 鳥越, 塚ノ原, 西塚ノ原, 長尾山町, 旭天神町, 佐々木町, 北端町, 山手町, 横内, 口細山, 尾立, 蓮台, 石立町, 城山町, 東石立町, 東城山町, 福井扇町, 福井東町, 福井町
	初月	東久万, 中久万, 西久万, 南久万, 万々, 中万々, 南万々, 柴巻, 円行寺, 一ツ橋町, みづき, みづき山
南部	潮江	土居町, 役知町, 潮新町, 仲田町, 北新田町, 新田町, 南新田町, 梅ノ辻, 棧橋通, 天神町, 筆山町, 塩屋崎, 百石町, 南ノ丸町, 北竹島町, 北高見町, 高見町, 幸崎, 小石木町, 大原町, 河ノ瀬町, 南河ノ瀬町, 萩町, 南竹島町, 竹島町, 六泉寺町, 孕西町, 孕東町, 深谷町, 南中山, 北中山
	長浜	長浜, 長浜宮田, 長浜蒔絵台, 横浜, 瀬戸, 瀬戸西町, 瀬戸東町, 横浜新町, 横浜西町, 横浜東町, 瀬戸南町, 横浜南町
	御畳瀬	御畳瀬
	浦戸	浦戸
	春野	春野町弘岡上, 春野町弘岡中, 春野町弘岡下, 春野町西分, 春野町芳原, 春野町内ノ谷, 春野町西諸木, 春野町東諸木, 春野町秋山, 春野町甲殿, 春野町仁ノ, 春野町西畑, 春野町森山, 春野町平和, 春野町南ヶ丘
北部	一宮	一宮, 一宮中町, 一宮東町, 一宮西町, 一宮南町, 一宮しなね, 一宮徳谷, 薊野, 薊野西町, 薊野北町, 薊野東町, 薊野中町, 薊野南町, 重倉, 久礼野
	秦	愛宕山, 前里, 東秦泉寺, 中秦泉寺, 三園町, 西秦泉寺, 北秦泉寺, 宇津野, 三谷, 七ツ淵, 加賀野井, 愛宕山南町, 秦南町
	江の口	入明町, 洞ヶ島町, 寿町, 中水道, 幸町, 伊勢崎町, 相模町, 吉田町, 愛宕町, 大川筋, 駅前町, 相生町, 江陽町, 北本町, 栄田町, 新本町, 昭和町, 和泉町, 塩田町, 比島町
	上街	上町, 本丁筋, 水通町, 通町
	高知街	唐人町, 与力町, 鷹匠町, 本町, 升形, 帯屋町, 追手筋, 廿代町, 永国寺町, 丸ノ内
	小高坂	井口町, 平和町, 三ノ丸, 宮前町, 西町, 大膳町, 山ノ端町, 桜馬場, 城北町, 北八反町, 越前町, 新屋敷, 八反町, 宝町, 小津町
	土佐山	土佐山蓑蒲, 土佐山西川, 土佐山梶谷, 土佐山, 土佐山高川, 土佐山桑尾, 土佐山都網, 土佐山弘瀬, 土佐山東川, 土佐山中切

第2節 介護保険事業の現状

2-1 介護保険サービス給付

① 第6期における介護給付事業の実績

第6期計画期間である平成28年度の居宅サービス給付費の計画対比は108.0%、地域密着型サービス給付費の計画対比は74.2%、施設サービス給付費の計画対比は98.9%となっています。

また、居宅サービス利用者数の計画対比は104.6%、地域密着型サービス利用者数の計画対比は69.6%、施設サービス利用者数の計画対比は98.7%となっています。

高齢化に伴い、平成27年度から28年度までの給付費は増加するとともに、居宅サービスの利用者数をみると、平成28年度は計画値よりも上回る実績となっています。

(1) 給付費

単位：千円

介護予防給付・介護給付	実績値(A)		計画値(B)		対計画比(A)/(B)	
	H27	H28	H27	H28	H27	H28
(1)介護予防サービス・居宅サービス	10,903,638	9,212,154	11,176,614	8,529,326	97.6%	108.0%
訪問介護	1,790,496	1,766,562	1,849,140	1,845,935	96.8%	95.7%
訪問入浴介護	25,023	28,211	36,629	37,994	68.3%	74.3%
訪問看護	292,344	329,647	317,166	325,302	92.2%	101.3%
訪問リハビリテーション	153,762	152,656	159,619	163,590	96.3%	93.3%
居宅療養管理指導	132,608	149,600	127,006	152,577	104.4%	98.0%
通所介護	4,647,240	2,928,420	4,668,344	1,758,410	99.5%	166.5%
通所リハビリテーション	1,478,607	1,427,162	1,591,571	1,625,805	92.9%	87.8%
短期入所生活介護	507,090	492,277	532,209	544,672	95.3%	90.4%
短期入所療養介護	180,075	178,234	201,338	206,197	89.4%	86.4%
福祉用具貸与	634,526	678,916	643,643	691,622	98.6%	98.2%
特定福祉用具購入	37,124	34,553	32,491	33,180	114.3%	104.1%
住宅改修	97,046	92,039	103,042	105,088	94.2%	87.6%
特定施設入居者生活介護	927,697	953,877	914,416	1,038,954	101.5%	91.8%
(2)地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	3,862,585	5,883,839	4,206,625	7,930,664	91.8%	74.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	81,686	105,008	157,481	312,003	51.9%	33.7%
夜間対応型訪問介護	0	0	4,107	4,206	0.0%	0.0%
地域密着型通所介護	0	1,775,123	0	3,155,942	0.0%	56.2%
認知症対応型通所介護	447,265	475,515	464,589	504,355	96.3%	94.3%
小規模多機能型居宅介護	734,797	793,496	737,834	967,453	99.6%	82.0%
認知症対応型共同生活介護	2,165,281	2,201,194	2,218,967	2,282,165	97.6%	96.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	300,529	298,862	311,798	317,411	96.4%	94.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	72,074	144,020	119,840	119,856	60.1%	120.2%
看護小規模多機能型居宅介護	60,953	90,621	192,009	267,273	31.7%	33.9%
(3)施設サービス	8,268,584	8,329,289	8,423,507	8,420,916	98.2%	98.9%
介護老人福祉施設	2,965,866	3,013,618	2,922,806	2,951,100	101.5%	102.1%
介護老人保健施設	1,431,818	1,518,431	1,419,350	1,424,119	100.9%	106.6%
介護療養型医療施設	3,870,900	3,797,240	4,081,351	4,045,697	94.8%	93.9%
(4)介護予防支援・居宅介護支援	1,248,251	1,247,611	1,200,023	1,196,043	104.0%	104.3%
合計	24,283,058	24,672,893	25,006,769	26,076,949	97.1%	94.6%

※1人当たり1月給付費×1月当たり利用者数×(1人当たり1月利用回(日)数)×12か月

(2) 利用者数

単位：人

介護予防給付・介護給付	実績値(A)		計画値(B)		対計画比(A)/(B)	
	H27	H28	H27	H28	H27	H28
(1)介護予防サービス・居宅サービス	245,148	232,620	248,928	222,444	98.5%	104.6%
訪問介護	53,136	52,080	54,060	52,656	98.3%	98.9%
訪問入浴介護	492	480	636	660	77.4%	72.7%
訪問看護	7,596	8,256	8,532	8,760	89.0%	94.2%
訪問リハビリテーション	3,936	4,068	3,984	4,092	98.8%	99.4%
居宅療養管理指導	14,160	15,996	13,188	15,888	107.4%	100.7%
通所介護	62,736	45,084	62,640	28,692	100.2%	157.1%
通所リハビリテーション	18,924	19,176	20,400	20,844	92.8%	92.0%
短期入所生活介護	7,608	7,524	7,968	8,160	95.5%	92.2%
短期入所療養介護（老健）	2,184	2,172	2,592	2,652	84.3%	81.9%
短期入所療養介護（病院等）	192	192	144	156	133.3%	123.1%
福祉用具貸与	65,544	68,916	66,180	70,488	99.0%	97.8%
特定福祉用具購入	1,560	1,500	1,524	1,560	102.4%	96.2%
住宅改修	1,548	1,452	1,596	1,632	97.0%	89.0%
特定施設入居者生活介護	5,532	5,724	5,484	6,204	100.9%	92.3%
(2)地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	19,680	41,976	21,624	60,348	91.0%	69.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	660	912	912	1,800	72.4%	50.7%
夜間対応型訪問介護	0	0	276	288	0.0%	0.0%
地域密着型通所介護	0	21,096	0	35,448	0.0%	59.5%
認知症対応型通所介護	3,576	3,732	3,780	4,140	94.6%	90.1%
小規模多機能型居宅介護	4,176	4,380	4,404	5,772	94.8%	75.9%
認知症対応型共同生活介護	9,036	9,228	9,144	9,420	98.8%	98.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1,632	1,632	1,704	1,728	95.8%	94.4%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	336	576	564	564	59.6%	102.1%
看護小規模多機能型居宅介護	264	420	840	1,188	31.4%	35.4%
(3)施設サービス	28,116	28,596	28,932	28,980	97.2%	98.7%
介護老人福祉施設	12,060	12,384	12,012	12,144	100.4%	102.0%
介護老人保健施設	5,472	5,784	5,760	5,760	95.0%	100.4%
介護療養型医療施設	10,584	10,428	11,160	11,076	94.8%	94.1%
(4)介護予防支援・居宅介護支援	119,124	120,108	118,740	111,216	100.3%	108.0%
合計	412,068	423,300	418,224	422,988	98.5%	100.1%

※1月当たり利用者数×12か月

② 地域密着型サービスの整備状況

第6期では、要介護等高齢者ができるだけ住み慣れた地域の中で在宅生活が継続できるよう支援するために地域密着型サービスの整備を計画しました。

その結果、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等、以下のとおり、計画と同数の整備許可を行い、計画したとおりの整備が完了する見込みとなっています。

【第6期の整備計画数及び整備した事業所数】

圏域	圏域別計画数及び整備した事業所数							
	認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
東部		1	－	1	1	1	－	－
西部	1	1	－	2(※)	1(※)	1	－	－
南部			－				－	－
北部	2		－				－	－

(※)は、平成29年12月時点で整備中の事業所。

第6期整備により地域密着型サービスの事業所数は、下表【日常生活圏域別の事業所数】のとおりとなります。

【日常生活圏域別の事業所数】※整備中の事業所を含む。

圏域	圏域別事業所数							
	認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
東部	2	1	－	3	1	9		
西部	6	1	－	5	1	15	2	1
南部	5	1	－	5	1	13	2	1
北部	3	1	－	5	1	9	1	
合計	16	4	－	18	4	46	5	2

③ 施設サービスの整備状況

第6期では、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図るため、特別養護老人ホームの整備を計画するとともに、要介護高齢者の在宅復帰を支援する中間施設としての役割が期待される介護老人保健施設の整備を計画しました。

その結果、特別養護老人ホーム1施設80床の整備が完了する見込みとなっています。なお、当期で整備できなかった介護老人保健施設については、第7期において、引き続き整備を行います。

第3節 介護保険事業の推計

3-1 第7期計画で整備するサービスについて

① 地域密着型サービスの整備

要介護等高齢者一人ひとりが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けていくことができるよう、在宅生活を支えるためのサービスの整備を重点的に行います。

また、認知症高齢者の介護を支援するための居住系サービスとして、認知症対応型共同生活介護等の整備を行います。

認知症対応型通所介護	4事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所
小規模多機能型居宅介護	1事業所
看護小規模多機能型居宅介護	2事業所
認知症対応型共同生活介護	3事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護	1事業所

(1) 認知症対応型通所介護 4事業所を整備（うち3事業所は共用型）

認知症の改善・進行抑制を図りながら在宅生活を継続させるための通いサービスであり、認知症の方の在宅生活を支える上で重要なサービスです。今後も利用の拡大が見込まれており、各圏域に1か所ずつの整備を行います。

なお、西部・北部・南部の各圏域は、認知症対応型共同生活介護事業所との共用型を整備することとします。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所を整備

定期・随時を問わず、24時間体制で支える体制があり、特に中重度の要介護高齢者の在宅生活を支援するために重要なサービスです。利用者は年々増加しており、特に利用ニーズの高い西部及び南部圏域に1か所ずつを整備します。

(3) 小規模多機能型居宅介護 1事業所を整備

訪問・通い・泊まりのサービスを組み合わせて利用できることから、今後も要介護高齢者の在宅生活を支える利便性の高いサービスとして利用の拡大が見込まれています。各圏域における整備状況等のバランスを考慮して、整備量の少ない東部圏域に1か所を整備します。

(4) 看護小規模多機能型居宅介護 2事業所を整備

介護ニーズのみでなく、医療ニーズも抱える高齢者の在宅生活を支えるサービスです。

また、訪問・通い・泊まりのサービスを組み合わせて利用できることから、今後も要介護高齢者の在宅生活を支える利便性の高いサービスとして利用の拡大が見込まれています。第7期では、西部及び北部圏域に1か所ずつを整備します。

(5) 認知症対応型共同生活介護 3事業所を整備

認知症高齢者の介護を支援するための居住系サービスとして、ニーズの高いサービスです。各圏域における整備状況等のバランスを考慮して、西部、北部及び南部圏域に1か所ずつを整備します。

なお、既存の利用定員1ユニット9人未満の事業所が、9人を上限に利用定員の増員を行う場合は、状況に応じて個別に判断します。

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護 1事業所を整備

在宅生活が困難となった要介護高齢者の住まいとして重要なサービスです。待機者も多く、各圏域における整備状況等のバランスを考慮して、北部圏域に1か所を整備します。

この結果、第7期で整備する地域密着型サービスは、下表【第7期の地域密着型サービスの整備計画】のとおりとなります。

【第7期の地域密着型サービスの整備計画】

圏域	圏域別計画数							
	認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
東部	1		－	1				－
西部	1(※)	1	－		1	1		－
南部	1(※)	1	－			1		－
北部	1(※)		－		1	1	1	－

(※)は、認知症対応型共同生活介護との共用型を整備するもの。

② 施設サービスの整備

要介護高齢者の在宅復帰を支援する中間施設としての役割が期待される介護老人保健施設の整備を行います。(第6期計画期間中に未整備となった80床を含む。)

介護老人保健施設	160床
----------	------

【第7期の圏域別・年度別施設整備計画】

年度	圏域	圏域別計画数								
		認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人保健施設
平成30年度	東部	1		—					—	
	西部	1(※)	1	—			1		—	
	南部	1(※)	1	—			1		—	
	北部			—					—	
平成31年度	東部			—	1				—	80床
	西部			—		1			—	
	南部			—					—	
	北部	1(※)		—		1	1	1	—	
平成32年度	東部			—					—	80床
	西部			—					—	
	南部			—					—	
	北部			—					—	

(※)は、認知症対応型共同生活介護との共用型を整備するもの。

3-2 各サービスの見込み

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 介護予防サービス・居宅サービス	給付費	10,903,638	9,212,154	9,188,974	9,564,117	9,970,029	10,311,801
	人数	20,429	19,385	18,456	18,643	19,467	20,193
(2) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	給付費	3,862,585	5,883,839	6,456,133	6,838,350	7,297,336	7,700,420
	人数	1,640	3,498	3,667	3,879	4,106	4,295
(3) 施設サービス	給付費	8,268,584	8,329,289	8,524,241	8,592,523	8,596,085	8,809,942
	人数	2,343	2,383	2,426	2,452	2,452	2,520
(4) 介護予防支援・居宅介護支援	給付費	1,248,251	1,247,611	1,261,764	1,285,439	1,311,727	1,328,078
	人数	9,927	10,009	9,314	9,238	9,402	9,510
総計	給付費	24,283,058	24,672,893	25,431,112	26,280,429	27,175,177	28,150,241
	人数	34,339	35,275	33,863	34,212	35,427	36,518
給付費伸び率（6期→7期）					9.7%		

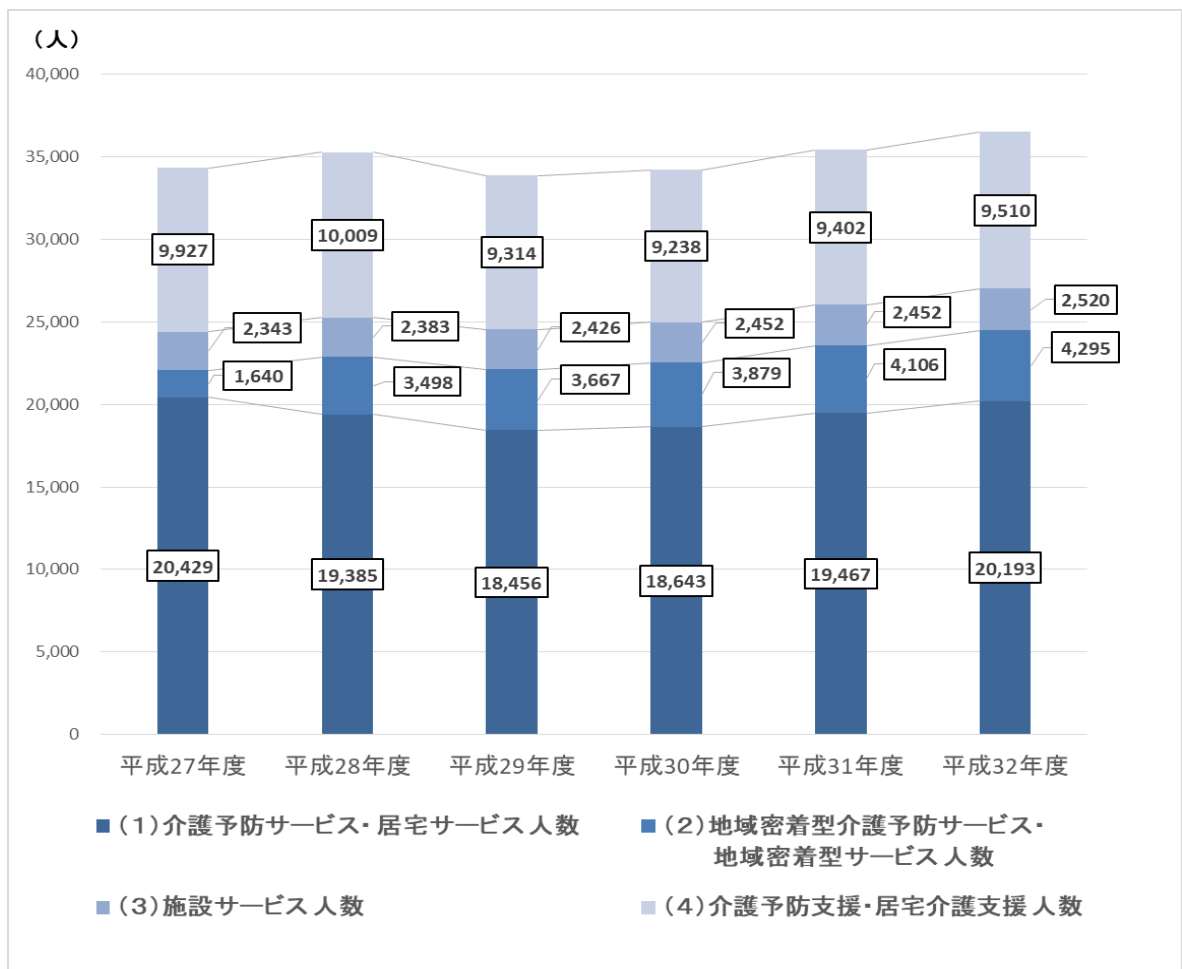
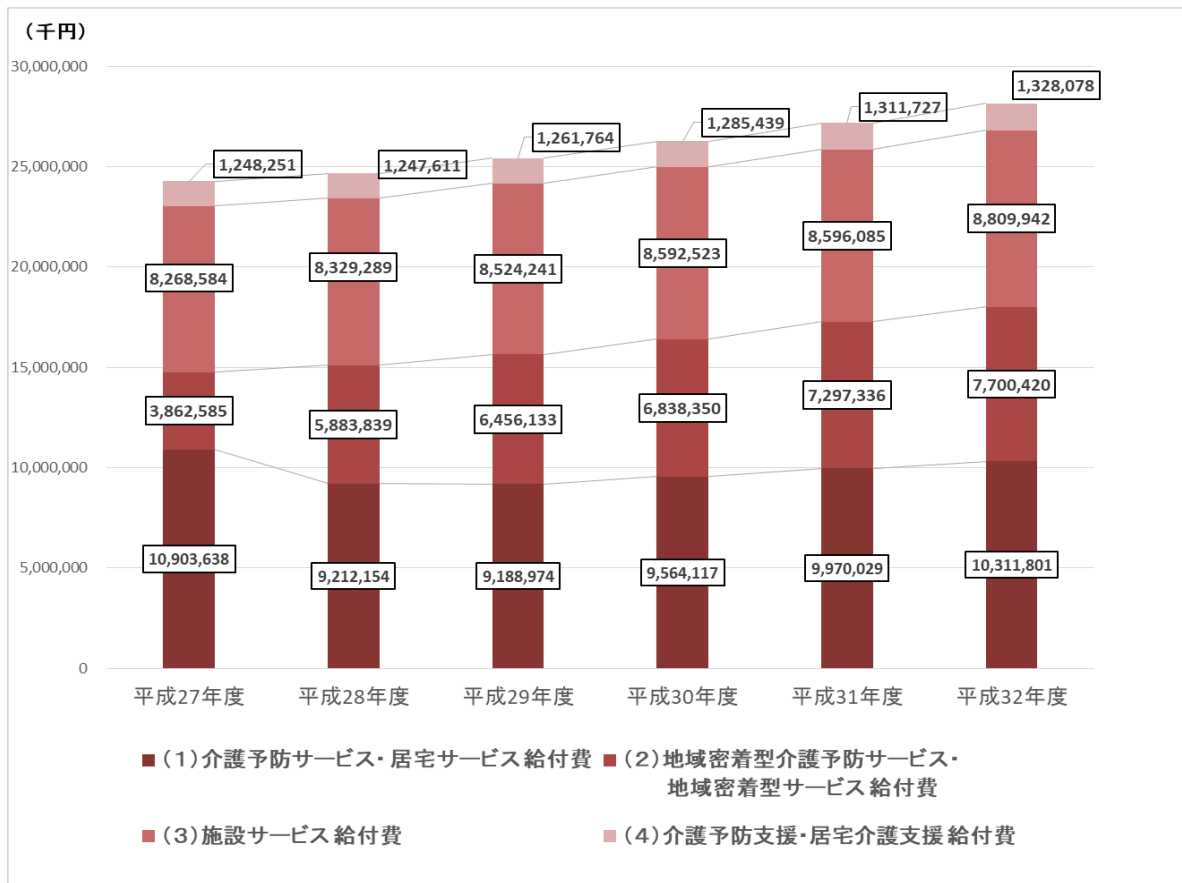
※平成 27・28 年度の給付費：実績値（1 人当たりの1月給付費×1月当たりの利用者数×（1人当たり1月利用回（日）数）×12 か月）

※平成 29 年度以降の給付費：推計値（平成 30 年1月 24 日時点。）

※人数：1月当たりの利用者数（2-1介護保険サービス給付の(2)利用者数の実績値は12か月分の値。）で、1未満の数値については、四捨五入された数値となっているため 0.5 未満のときは0表示。

※この後につづく各サービス別の表についても、上記※と同じ計算方法。

(参考グラフ)



(1) 介護予防サービス・居宅サービス

1. 介護予防訪問介護・訪問介護

訪問介護は介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います。

在宅サービスの中でも利用率の高いサービスとなっており、本計画期間中も高い利用が見込まれるため、事業所との連携を図りながら、入浴・排せつ・食事の介護など日常生活支援サービスの提供やホームヘルパーの資質の向上に取り組めます。

平成28年10月1日より、介護予防訪問介護は、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)へ移行したため、給付費等が皆減しています。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防訪問介護	給付費	328,383	285,018	84,192			
	人数	1,597	1,402	425			
訪問介護	給付費	1,462,113	1,481,544	1,592,085	1,696,964	1,788,593	1,859,249
	人数	2,831	2,938	3,067	3,217	3,346	3,443
合計	給付費	1,790,496	1,766,562	1,676,277	1,696,964	1,788,593	1,859,249

2. 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

訪問入浴介護は、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

在宅で生活する重度の要介護者の利用が多いサービスとなっていることから、今後も利用者が増加していくと見込んでいますが、要支援者については、これまで利用実績がなく、本計画期間中の利用者数は見込んでいません。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	給付費	25,023	28,211	35,591	37,284	39,315	45,266
	人数	41	40	50	54	59	64
合計	給付費	25,023	28,211	35,591	37,284	39,315	45,266

3. 介護予防訪問看護・訪問看護

訪問看護は、看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの利用人数は年々増加傾向にあります。今後の高齢化の進展を見据え、サービス利用者の増加を見込み、要介護者の療養生活の支援と心身機能の維持回復をめざします。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防訪問看護	給付費	12,114	18,006	27,168	35,445	45,241	54,924
	人数	34	49	63	74	86	95
訪問看護	給付費	280,230	311,641	356,412	393,568	429,315	464,708
	人数	599	639	687	716	742	766
合計	給付費	292,344	329,647	383,580	429,013	474,556	519,632

4. 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

過去の傾向から、本計画期間中は要支援者の利用者が増加し、要介護者の利用者が減少すると見込んでいます。今後も、在宅の要介護者に対して理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを提供します。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	18,767	20,600	20,453	22,342	24,106	26,257
	人数	45	48	50	55	60	66
訪問リハビリテーション	給付費	134,995	132,056	126,358	132,448	134,324	139,110
	人数	283	291	282	297	304	311
合計	給付費	153,762	152,656	146,811	154,790	158,430	165,367

5. 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

サービスの利用状況は増加傾向にあり、本計画期間中も在宅での療養上の指導管理を必要とされる要介護者が増加する見込みです。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防居宅療養管理指導	給付費	7,984	7,756	8,245	9,266	10,838	12,169
	人数	72	74	80	89	103	115
居宅療養管理指導	給付費	124,624	141,844	155,391	167,915	180,035	191,559
	人数	1,108	1,259	1,376	1,479	1,585	1,686
合計	給付費	132,608	149,600	163,636	177,181	190,873	203,728

6. 介護予防通所介護・通所介護

通所介護は、デイサービスセンター等に通い、施設において、入浴、食事の提供など日常生活での支援や機能訓練を行います。

通所介護を実施している定員18人以下の事業所については、平成28年4月1日に地域密着型サービスの地域密着型通所介護へ移行しました。そのため、平成28年度の通所介護の利用人数は大きく減少していますが、平成29年度以降は、要介護認定者の増加に伴い、利用者が再度増加する見込みです。

平成28年10月1日より、介護予防通所介護は、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)へ移行したため、給付費等が皆減しています。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防通所介護	給付費	411,638	357,018	100,176			
	人数	1,344	1,197	351			
通所介護	給付費	4,235,602	2,571,402	2,829,405	3,101,385	3,251,790	3,372,357
	人数	3,884	2,560	2,809	3,044	3,160	3,268
合計	給付費	4,647,240	2,928,420	2,929,581	3,101,385	3,251,790	3,372,357

7. 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院、診療所に通い、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

過去の傾向から、本計画期間中は要支援者の利用者が増加し、要介護者の利用者が減少すると見込んでいます。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防通所リハビリテーション	給付費	91,319	95,352	102,457	116,221	130,033	143,558
	人数	248	261	282	317	354	390
通所リハビリテーション	給付費	1,387,288	1,331,810	1,276,806	1,284,378	1,285,744	1,279,379
	人数	1,329	1,337	1,294	1,300	1,304	1,305
合計	給付費	1,478,607	1,427,162	1,379,263	1,400,599	1,415,777	1,422,937

8. 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護

短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活での支援や機能訓練を行います。

短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防短期入所生活介護	給付費	4,054	4,534	6,191	8,628	10,841	13,773
	人数	12	14	20	27	32	40
短期入所生活介護	給付費	503,036	487,743	492,748	519,543	540,463	557,242
	人数	622	613	682	716	748	774
介護予防短期入所療養介護	給付費	451	683	917	911	2,071	1,864
	人数	1	1	2	2	5	5
短期入所療養介護	給付費	179,624	177,551	149,042	146,854	150,486	154,835
	人数	197	196	161	159	163	167
合計	給付費	687,165	670,511	648,898	675,936	703,861	727,714

9. 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

福祉用具貸与は、福祉用具の内、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を貸与します。

サービスの利用率が高く、多くの要介護者に広く利用されている現状から、利用者の日常生活の自立や介護者の負担軽減を図る上での重要なサービスの一つとなっています。今後も、サービス需要の増加を見込みながら、適切な福祉用具選定の援助・調整等を行い、利用者が居宅で能力に応じ自立した日常生活を営める環境づくりを進めていきます。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防福祉用具貸与	給付費	98,227	107,996	114,633	118,292	121,930	125,568
	人数	1,395	1,482	1,535	1,588	1,641	1,694
福祉用具貸与	給付費	536,299	570,920	608,244	642,352	677,564	705,806
	人数	4,067	4,261	4,513	4,759	5,005	5,210
合計	給付費	634,526	678,916	722,877	760,644	799,494	831,374

10. 特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入

特定福祉用具購入は、福祉用具の内、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、購入費の一部を支給します。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	11,001	10,252	10,308	11,357	12,345	13,085
	人数	44	41	42	46	50	53
特定福祉用具購入費	給付費	26,123	24,301	24,263	24,239	24,725	26,233
	人数	86	84	87	89	92	98
合計	給付費	37,124	34,553	34,571	35,596	37,070	39,318

11. 介護予防住宅改修・住宅改修

手すりの取り付け，段差の解消，すべり防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更，引き戸等への扉の取替え，洋式便座等への便器の取替え，その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は，住宅改修費用の一部を支給します。

要介護者の在宅生活を支えるためには，住宅改修は欠かせないサービスの一つとなっています。引き続きサービスの提供に取り組むとともに，改修の必要性や内容の妥当性等を確認する取り組みも継続して行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防住宅改修	給付費	39,372	36,680	33,726	33,999	33,999	36,349
	人数	53	47	44	44	44	47
住宅改修費	給付費	57,674	55,359	47,679	48,512	48,512	49,450
	人数	76	74	65	66	66	67
合計	給付費	97,046	92,039	81,405	82,511	82,511	85,799

12. 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム，軽費老人ホーム等に入所している要介護者について，その施設が提供するサービスの内容，担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事等の介護，その他の日常生活での支援，機能訓練，療養上の世話を行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	37,060	33,317	38,302	44,041	50,468	57,286
	人数	42	39	46	55	65	75
特定施設入居者生活介護	給付費	890,637	920,560	948,182	968,173	977,291	981,774
	人数	419	438	443	450	453	454
合計	給付費	927,697	953,877	986,484	1,012,214	1,027,759	1,039,060

(2) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

※本市では、夜間対応型訪問介護を開設している事業所はなく、本計画期間中の整備予定もありません。

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を定期的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。このサービスは地域包括ケアシステムを担う中核的サービスに位置づけられていることから、2事業所の整備を行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	81,686	105,008	134,494	170,200	227,718	264,095
	人数	55	76	95	118	156	180

2. 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

認知症対応型通所介護は、認知症の症状のある利用者が、できるだけ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

本計画期間中に4事業所(うち3事業所は共用型)の整備を行います。

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

本計画期間中に3事業所の整備を行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	3,393	3,339	4,052	6,724	7,428	8,234
	人数	6	7	10	13	13	13
認知症対応型通所介護	給付費	443,872	472,176	519,930	544,440	600,456	626,562
	人数	292	304	335	356	400	422
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	228	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費	2,165,053	2,201,194	2,314,445	2,357,044	2,470,369	2,545,082
	人数	753	769	792	818	858	885
合計	給付費	2,612,546	2,676,709	2,838,427	2,908,208	3,078,253	3,179,878

3. 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、中重度の要介護者や認知症の要介護者を主な対象として、「通い」(デイサービス)を基本に、必要に応じて随時、「訪問」(ホームヘルプサービス)や「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせ、身近な地域でなじみの介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

本計画期間中に1事業所の整備を行います。

看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わせられ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

本計画期間中に2事業所の整備を行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	16,957	21,401	25,458	33,874	38,662	46,175
	人数	26	29	31	39	42	50
小規模多機能型居宅介護	給付費	717,840	772,095	813,541	917,726	988,877	1,036,887
	人数	322	336	345	387	413	431
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	60,953	90,621	171,772	262,726	365,194	513,665
	人数	22	35	62	92	126	177
合計	給付費	795,750	884,117	1,010,771	1,214,326	1,392,733	1,596,727

4. 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた定員29名以下の小規模の介護付き有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)などに入居し、このホームなどの介護職員等が、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を提供します。

本計画期間中に1事業所の整備を行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	300,529	298,862	310,397	325,644	333,905	376,183
	人数	136	136	140	145	148	166

5. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 名以下の小規模の特別養護老人ホームに入居し、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供します。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	72,074	144,020	152,460	136,095	136,156	136,156
	人数	28	48	51	51	51	51

6. 地域密着型通所介護

平成 28 年4月1日から、通所介護を実施している定員 18 人以下の事業所が地域密着型通所介護へ移行しました。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型通所介護	給付費	-	1,775,123	2,009,584	2,083,877	2,128,571	2,147,381
	人数	-	1,758	1,806	1,860	1,899	1,920

(3) 施設サービス

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、寝たきりや認知症等で常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者のための入所施設で、食事・入浴・排せつなど日常生活介護や機能訓練・健康管理などの療養上の支援を行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人福祉施設	給付費	2,965,866	3,013,618	3,065,921	3,168,490	3,169,909	3,169,909
	人数	1,005	1,032	1,034	1,068	1,068	1,068

2. 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定している要介護者に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリを行う施設で、医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、在宅復帰への支援を行います。

本計画期間中に160床の整備を行い、さらなる在宅復帰支援の充実を図ります。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人保健施設	給付費	1,431,818	1,518,431	1,673,548	1,645,292	1,646,029	1,859,887
	人数	456	482	525	524	524	592

3. 介護療養型医療施設／介護医療院

介護療養型医療施設は、急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な要介護者のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリなどを行います。平成35年度末までに介護医療院等へ転換することとされています。

介護医療院は、新たな介護保険施設として平成30年度から設置されます。介護医療院では、要介護者への長期療養のための医療と日常生活上の世話(介護)を行います。本計画期間中は、介護療養型医療施設が毎年同じ割合で介護医療院へ転換すると見込んでいます。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護療養型医療施設	給付費	3,870,900	3,797,240	3,784,772	3,141,459	2,513,807	1,873,855
	人数	882	869	867	715	572	426
介護医療院	給付費				637,282	1,266,340	1,906,291
	人数				145	288	434
合計	給付費	3,870,900	3,797,240	3,784,772	3,778,741	3,780,147	3,780,146

(4) 介護予防支援・居宅介護支援

居宅サービス等の適切な利用ができるよう、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整などを行います。

今後も、引き続きマネジメント業務の質的向上を図るため、地域高齢者支援センターによるケアマネジャー支援や、ケアマネジャー間の情報交換・交流・研修等に努めます。

なお、平成28年10月1日に開始した介護予防・日常生活支援総合事業により、介護予防支援の一部は、地域支援事業へ移行しています。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防支援	給付費	165,593	157,851	107,636	92,978	93,020	93,020
	人数	3,137	2,982	2,044	1,757	1,757	1,757
居宅介護支援	給付費	1,082,658	1,089,760	1,154,128	1,192,461	1,218,707	1,235,058
	人数	6,790	7,027	7,270	7,481	7,645	7,753
合計	給付費	1,248,251	1,247,611	1,261,764	1,285,439	1,311,727	1,328,078

(5) 地域支援事業

介護保険制度の見直しにより、市町村が行う地域支援事業は、平成27年度から介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業に区分され、要介護認定を受けなくても一部の介護予防サービスが利用可能となりました。

今後も、「自立をめざした支援」の実現に向けた、地域での支え合いや、様々な主体による多様なサービス提供体制の構築などの取り組みを、着実に推進します。

給付費：千円	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,005,706	1,015,763	1,025,921
包括的支援事業・任意事業費	434,626	438,972	473,362
合計	1,440,332	1,454,735	1,499,283

地域支援事業

<介護予防・日常生活支援総合事業>

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態を予防し、自立した生活を送ることができるように、従来の介護予防訪問介護等により提供されていた専門的なサービスに加え、多様なサービス提供体制の構築に取り組みます。

② 介護予防ケアマネジメント事業

総合事業対象者等に対する介護予防ケアプランの作成等を行います。

③ 一般介護予防事業

住民主体の介護予防活動である「いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操」の普及啓発や「こうち笑顔マイレージ」を通じた健康づくり活動の推進に取り組みます。

<包括的支援事業・任意事業>

① 総合相談事業

高齢者の心身の状況や生活の困りごと等についての相談を受け、地域の保健・医療・福祉サービス、社会資源等の利用につなげる等の支援を行います。

② 権利擁護事業

成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応等を行います。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

「地域ケア会議」を通じた多職種協働による自立支援型のケアマネジメントの充実と地域課題の解決を図ります。また、ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談や支援困難事例等への指導・助言を行います。

④ 在宅医療・介護連携推進事業

地域医師会等との連携により、在宅医療・介護の一体的な提供体制の構築に取り組みます。

⑤ 生活支援体制整備事業

社会資源の把握や関係機関のネットワーク化等に取り組み、高齢者の生活ニーズ解決に向けた、多様な主体による生活支援を充実していきます。

⑥ 認知症総合支援事業

早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくり等に取り組みます。

⑦ 任意事業

食の確保が必要な高齢者に対する配食サービスや介護する人等に対する支援、真に必要なサービス提供がなされているかの検証等を行います。

3-3 第7期計画期間における給付費の見込み

① 介護予防サービス量の見込み

単位：千円／人

介護予防給付		平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
(1) 介護予防サービス	給付費	400,502	441,872	484,833	1,327,207
	人数	2,297	2,440	2,580	7,317
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	35,445	45,241	54,924	135,610
	人数	74	86	95	255
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	22,342	24,106	26,257	72,705
	人数	55	60	66	181
介護予防居宅療養管理指導	給付費	9,266	10,838	12,169	32,273
	人数	89	103	115	307
介護予防通所リハビリテーション	給付費	116,221	130,033	143,558	389,812
	人数	317	354	390	1,061
介護予防短期入所生活介護	給付費	8,628	10,841	13,773	33,242
	人数	27	32	40	99
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費	911	2,071	1,864	4,846
	人数	2	5	5	12
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	118,292	121,930	125,568	365,790
	人数	1,588	1,641	1,694	4,923
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	11,357	12,345	13,085	36,787
	人数	46	50	53	149
介護予防住宅改修	給付費	33,999	33,999	36,349	104,347
	人数	44	44	47	135
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	44,041	50,468	57,286	151,795
	人数	55	65	75	195
(2) 地域密着型介護予防サービス	給付費	40,598	46,090	54,409	141,097
	人数	52	55	63	170
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	6,724	7,428	8,234	22,386
	人数	13	13	13	39
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	33,874	38,662	46,175	118,711
	人数	39	42	50	131
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
(3) 介護予防支援（ケアプラン）	給付費	92,978	93,020	93,020	279,018
	人数	1,757	1,757	1,757	5,271
合計	給付費	534,078	580,982	632,262	1,747,322
	人数	4,106	4,252	4,400	12,758

② 介護サービス量の見込み

単位：千円／人

介護給付		平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
(1) 居宅サービス	給付費	9,163,615	9,528,157	9,826,968	28,518,740
	人数	16,346	17,027	17,613	50,986
訪問介護	給付費	1,696,964	1,788,593	1,859,249	5,344,806
	人数	3,217	3,346	3,443	10,006
訪問入浴介護	給付費	37,284	39,315	45,266	121,865
	人数	54	59	64	177
訪問看護	給付費	393,568	429,315	464,708	1,287,591
	人数	716	742	766	2,224
訪問リハビリテーション	給付費	132,448	134,324	139,110	405,882
	人数	297	304	311	912
居宅療養管理指導	給付費	167,915	180,035	191,559	539,509
	人数	1,479	1,585	1,686	4,750
通所介護	給付費	3,101,385	3,251,790	3,372,357	9,725,532
	人数	3,044	3,160	3,268	9,472
通所リハビリテーション	給付費	1,284,378	1,285,744	1,279,379	3,849,501
	人数	1,300	1,304	1,305	3,909
短期入所生活介護	給付費	519,543	540,463	557,242	1,617,248
	人数	716	748	774	2,238
短期入所療養介護（老健）	給付費	132,767	132,062	131,769	396,598
	人数	144	144	144	432
短期入所療養介護（病院等）	給付費	14,087	18,424	23,066	55,577
	人数	15	19	23	57
福祉用具貸与	給付費	642,352	677,564	705,806	2,025,722
	人数	4,759	5,005	5,210	14,974
特定福祉用具販売	給付費	24,239	24,725	26,233	75,197
	人数	89	92	98	279
住宅改修	給付費	48,512	48,512	49,450	146,474
	人数	66	66	67	199
特定施設入居者生活介護	給付費	968,173	977,291	981,774	2,927,238
	人数	450	453	454	1,357
(2) 地域密着型サービス	給付費	6,797,752	7,251,246	7,646,011	21,695,009
	人数	3,827	4,051	4,232	12,110
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	170,200	227,718	264,095	662,013
	人数	118	156	180	454
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費	2,083,877	2,128,571	2,147,381	6,359,829
	人数	1,860	1,899	1,920	5,679
認知症対応型通所介護	給付費	544,440	600,456	626,562	1,771,458
	人数	356	400	422	1,178
小規模多機能型居宅介護	給付費	917,726	988,877	1,036,887	2,943,490
	人数	387	413	431	1,231
認知症対応型共同生活介護	給付費	2,357,044	2,470,369	2,545,082	7,372,495
	人数	818	858	885	2,561
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	325,644	333,905	376,183	1,035,732
	人数	145	148	166	459
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	136,095	136,156	136,156	408,407
	人数	51	51	51	153
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	262,726	365,194	513,665	1,141,585
	人数	92	126	177	395
(3) 施設サービス	給付費	8,592,523	8,596,085	8,809,942	25,998,550
	人数	2,452	2,452	2,520	7,424
介護老人福祉施設	給付費	3,168,490	3,169,909	3,169,909	9,508,308
	人数	1,068	1,068	1,068	3,204
介護老人保健施設	給付費	1,645,292	1,646,029	1,859,887	5,151,208
	人数	524	524	592	1,640
介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費	637,282	1,266,340	1,906,291	3,809,913
	人数	145	288	434	867
介護療養型医療施設	給付費	3,141,459	2,513,807	1,873,855	7,529,121
	人数	715	572	426	1,713
(4) 居宅介護支援（ケアプラン）	給付費	1,192,461	1,218,707	1,235,058	3,646,226
	人数	7,481	7,645	7,753	22,879
合計	給付費	25,746,351	26,594,195	27,517,979	79,858,525
	人数	30,106	31,175	32,118	93,399

③ 介護予防・介護サービス量の合計

単位：千円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
(1) 居宅サービス計	9,564,117	9,970,029	10,311,801	29,845,947
介護予防サービス	400,502	441,872	484,833	1,327,207
居宅サービス	9,163,615	9,528,157	9,826,968	28,518,740
(2) 地域密着型サービス計	6,838,350	7,297,336	7,700,420	21,836,106
地域密着型介護予防サービス	40,598	46,090	54,409	141,097
地域密着型サービス	6,797,752	7,251,246	7,646,011	21,695,009
(3) 施設サービス計	8,592,523	8,596,085	8,809,942	25,998,550
(4) ケアプラン計	1,285,439	1,311,727	1,328,078	3,925,244
介護予防支援	92,978	93,020	93,020	279,018
居宅介護支援	1,192,461	1,218,707	1,235,058	3,646,226
総給付費	26,280,429	27,175,177	28,150,241	81,605,847

④ 総計

単位：千円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額 (A)	27,854,340	28,777,888	29,784,520	86,416,748
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	26,266,716	27,158,482	28,132,539	81,557,737
総給付費 (介護予防・介護)	26,280,429	27,175,177	28,150,241	81,605,847
- (一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額)	13,713	21,695	22,702	58,110
+ (消費税率等の見直しを勘案した影響額)	0	5,000	5,000	10,000
特定入所者介護サービス費等給付額	749,078	756,569	764,134	2,269,781
高額介護サービス費等給付額	693,615	714,424	735,856	2,143,895
高額医療合算介護サービス費等給付額	101,643	104,692	107,833	314,168
算定対象審査支払手数料	43,288	43,721	44,158	131,167
地域支援事業費 (B)	1,440,332	1,454,735	1,499,283	4,394,350
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,005,706	1,015,763	1,025,921	3,047,390
包括的支援事業・任意事業費	434,626	438,972	473,362	1,346,960
総計 (A)+(B)	29,294,672	30,232,623	31,283,803	90,811,098
(参考)対前年度比		+3.2%	+3.5%	

第4節 第1号被保険者の介護保険料額について

4-1 介護保険料の算出方法

介護保険法では、介護サービス費のうち利用者負担分を除いた費用の総額を、公費(国・県・市)と被保険者(第1号・第2号)の保険料で半分ずつ負担するよう定められています。

第7期介護保険事業計画(平成 30～32 年度)では、地域包括ケア「見える化」システムを活用して3年間に必要となるサービス費等の推計を行い、介護保険料を算出します。

【1】被保険者数の推計

- ・過去の人口推移の実績から、将来人口推計を行います。
- ・第1号被保険者数(65歳以上)、第2号被保険者数(40～64歳)について、推計を行います。

【2】要介護・要支援認定者数の推計

- ・被保険者数に対する要介護・要支援認定者数(認定率)の実績等を勘案して、【1】で推計された被保険者数見込みに認定率を乗じ、要介護・要支援認定者数を推計します。

【3】施設・居住系サービス量の見込み算出

- ・【2】で推計された要介護・要支援認定者数見込みに対する、施設・居住系サービス利用者から、整備計画等の施策を反映させたサービス見込み量を算出します。

【4】在宅サービス等の量の見込み算出

- ・【2】で推計された要介護・要支援認定者数から【3】で推計した施設・居住系サービス利用者数の見込みを差し引くことで、在宅サービス利用者数を推計します。
- ・過去のサービス利用実績(利用率・日数・回数・給付費等)を踏まえて、在宅サービス見込み量を算出します。

【5】介護保険料の算出

- ・過去の実績等から、地域支援事業費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料等の見込みを推計します。
- また、調整交付金、介護保険事業運営基金の取崩、保険料収納率、所得段階の設定、所得段階別被保険者数の推計等を勘案し介護保険料を算出します。

4-2 第7期の方針と考え方について

① 第7期における国の方針

■ 第1号被保険者負担割合

- ・第1号被保険者の負担割合 22% ⇒ 23%に変更
- ・第2号被保険者の負担割合 28% ⇒ 27%に変更

■ 標準段階について

- ・第6期に引き続き、標準段階を現行の9段階とする
- ・第6期に引き続き、保険者判断による弾力化が可能

■ 低所得者対策の強化

- ・公費(国1/2, 県1/4, 市1/4)による保険料軽減の強化

② 本市の保険料の考え方

次の点に留意して第7期の保険料段階を設定します。

■ 保険料基準額を可能な限り縮減した設定

- ・保険料の上昇は避けられない状況ですが、各階層での負担が偏らず、保険料基準額を可能な限り縮減した保険料を設定します。

■ 所得水準に応じたきめ細やかな設定

- ・低所得者への配慮、負担能力に応じた負担を求める公平性を考慮して、第7期においても引き続き同様の考え方を継続し、10段階の設定とします。
- ・国の所得段階の改正に合わせ、第7段階の合計所得金額の上限と第8段階の合計所得金額の下限を190万円(6期)から200万円に変更します。

■ 低所得者対策の強化（公費による保険料軽減の強化）

- ・平成27年4月から引き続き、第1段階については、低所得者保険料軽減強化負担金により、保険料基準額に対する割合を0.50から0.45に軽減します。

所得段階	軽減前	軽減後
第1段階	0.5	0.45

※予定として、消費税10%への引き上げが行われる平成31年10月からは、市町村民税非課税世帯全体を対象として軽減を行います。ただし、国の動向により変更になります。

4-3 介護保険料（基準額）の計算

第1号被保険者の保険料基準額（年額・月額）の算出方法

【基準年額】

総賦課額(保険料収納必要額÷予定保険料収納率)÷所得段階別加入割合補正後被保険者数

【基準月額】

基準年額÷12

※所得段階別加入者割合補正後被保険者数

所得段階別の加入人数を、保険料の基準額段階(第5段階)を「1」として、各所得段階ごとに保険料率で補正した人数です。

4-4 第7期介護保険料（基準額）の算出

【総賦課額の算出】

単位：円

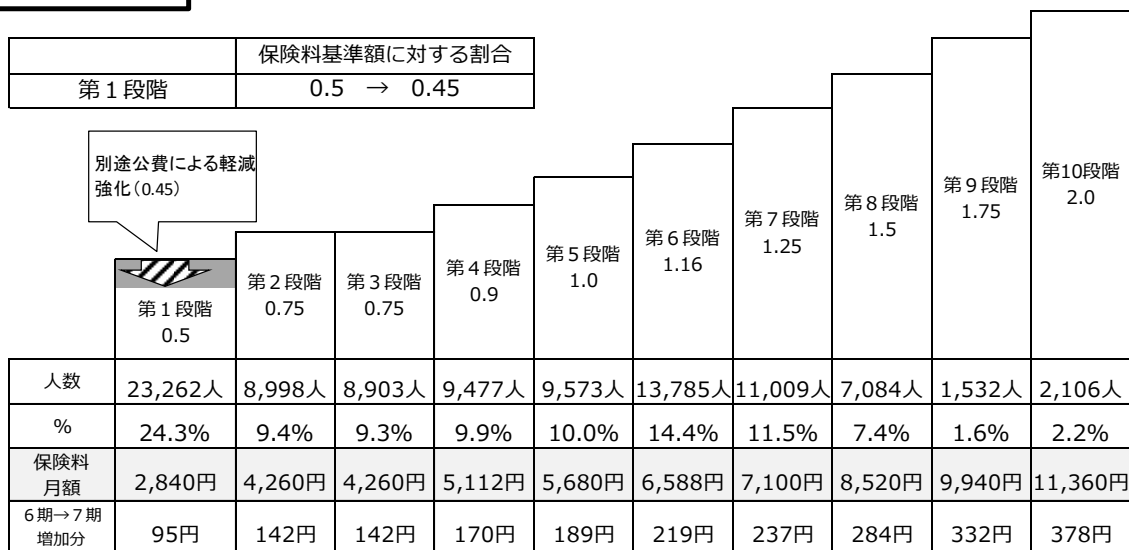
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額 (A) + 地域支援事業費 (B)	29,294,671,535	30,232,623,212	31,283,803,313	90,811,098,060
標準給付費見込額 (A)	27,854,339,535	28,777,887,892	29,784,520,639	86,416,748,066
地域支援事業費 (B)	1,440,332,000	1,454,735,320	1,499,282,674	4,394,349,994
介護予防・日常生活支援総合事業費 (B')	1,005,706,000	1,015,763,060	1,025,920,691	3,047,389,751
包括的支援事業・任意事業費	434,626,000	438,972,260	473,361,983	1,346,960,243
第1号被保険者負担分相当額 (C) …((A)+(B))×23%	6,737,774,453	6,953,503,339	7,195,274,762	20,886,552,554
調整交付金相当額 (D) …((A)+(B'))×5%	1,443,002,277	1,489,682,548	1,540,522,067	4,473,206,891
調整交付金見込額 (E) …((A)+(B'))×(F)	1,823,955,000	1,879,979,000	1,934,896,000	5,638,830,000
調整交付金見込交付割合 (F)	6.32%	6.31%	6.28%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9888	0.9893	0.9909	
後期高齢者加入割合補正係数 (2区分)	1.0067	1.0050	1.0045	
後期高齢者加入割合補正係数 (3区分)	0.9708	0.9735	0.9772	
所得段階別加入割合補正係数	0.9532	0.9532	0.9532	
介護保険事業運営基金取崩額 (G)		1,600,000,000		1,600,000,000
保険料収納必要額 (H) … (C) - ((E) - (D)) - (G)		18,120,929,445		18,120,929,445
予定保険料収納率 (I)		98.0%		
総賦課額 (H) / (I)				18,490,744,331

【基準額の算出】

総賦課額①	18,490,744,331円
所得段階別加入割合補正後被保険者数②	271,284人
基準額 (月額) …①/②/12	5,680円

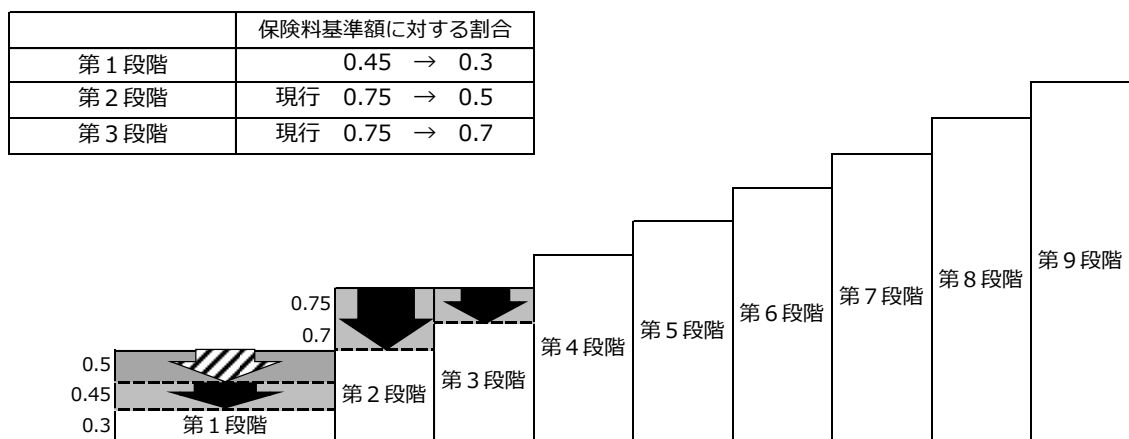
【各所得段階別の人数・倍率・保険料】

【高知市】 第7期



※参考

【国】 平成31年10月以降 (消費税率変更後の予定)



【所得段階区分と所得段階別保険料】

段階	対象者	倍率	保険料 (年額)	保険料 (月額)	第6期保険料 下段()は増加額
第1段階	・生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が非課税の者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.5 ※軽減措置0.45	34,080円	2,840円	2,745円 (95円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円超の120万円以下の者	基準額×0.75	51,120円	4,260円	4,118円 (142円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると120万円超の者	基準額×0.75	51,120円	4,260円	4,118円 (142円)
第4段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.90	61,340円	5,112円	4,942円 (170円)
第5段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円超の者	基準額×1.00	68,160円	5,680円	5,491円 (189円)
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.16	79,060円	6,588円	6,369円 (219円)
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.25	85,200円	7,100円	6,863円 (237円)
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.50	102,240円	8,520円	8,236円 (284円)
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.75	119,280円	9,940円	9,608円 (332円)
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上の者	基準額×2.00	136,320円	11,360円	10,982円 (378円)

※合計所得金額(長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額(平成30年4月1日施行))

【保険料の推移（国との比較）】参考

計画期	年度	基準額（月額）	
		本市	国（平均）
第1期 （※）	平成12年度	777円	2,911円
	平成13年度	2,331円	
	平成14年度	3,108円	
第2期	平成15・16年度	4,393円	3,293円
	平成17年度	4,363円	
第3期	平成18・19年度	4,631円	4,090円
	平成20年度	4,644円	
第4期	平成21年度～23年度	4,577円	4,160円
第5期	平成24年度～26年度	5,248円	4,972円
第6期	平成27年度～29年度	5,491円	5,514円
第7期	平成30年度～32年度	5,680円	

（※）参考：国の支援制度（介護保険円滑導入制度）により，平成12年度の4月から10月までの半年間は保険料を不徴収するとともに，10月から1年間保険料を半額にする（平成12年度：1/4，平成13年度：3/4）ことで，介護保険制度の円滑導入を図っています。

第5節 介護保険サービス一覧表

介護給付			
給付費等名称	通称	内容	
居宅サービス	訪問介護	ホームヘルプサービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・排せつなどの身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います。
	訪問入浴介護		看護職員や介護職員が、浴槽を備えた入浴車で居宅を訪問し、入浴の介助を行います。
	訪問看護		看護師などが居宅を訪問し、病状の観察や療養上の世話をを行います。
	訪問リハビリテーション	訪問リハ	リハビリの専門職が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導		医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	通所介護	デイサービス	デイサービスセンターに通って、入浴や食事の提供、日常生活上の介護や機能訓練などを受けます。
	通所リハビリテーション	デイケア	医療機関や老人保健施設に通って、入浴や食事の提供、リハビリテーションを受けます。
	短期入所生活介護	ショートステイ	短期間、特別養護老人ホームなどに入所して、入浴や食事の提供、日常生活上の介護を受けます。
	短期入所療養介護	ショートステイ	短期間、介護療養病床や老人保健施設に入所して、看護・医学的管理下で日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
	福祉用具貸与	レンタル	車いす、歩行補助つえなどの日常生活に必要な福祉用具を借ります。指定の品目があります。
	特定福祉用具販売		腰掛便座や入浴補助用具など、貸与になじまない福祉用具の購入費の一部を支給します。指定の品目があります。
	住宅改修		住み慣れた自宅で安心して暮らすために、住宅改修費用の一部を支給します。改修の要件があります。
	特定施設入居者生活介護	特定施設	有料老人ホームなどの「特定施設」であって、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた住居に入居している者に、食事・排せつなどの介護や機能訓練などを行います。
	居宅介護支援		ケアマネジャーがケアプランを作成し、利用者が自立した生活を送れるよう支援します。
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		ヘルパーや看護師による定期的な訪問と利用者からの通報に対する電話対応や随時の訪問を行います。
	認知症対応型通所介護	認知デイ	認知症の症状のある者を対象に、デイサービスセンターなどで認知症状の進行緩和をめざしたサービスを行います。
	認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム	認知症と診断された者が少人数で共同生活を営みながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練などを受けます。
	小規模多機能型居宅介護		心身の状況や希望に応じて「通い」を中心に「訪問・泊まり」を組み合わせる日常生活上の介護や機能訓練などを行います。
	看護小規模多機能型居宅介護		「小規模多機能型居宅介護」に訪問看護サービスを組み合わせ、介護と看護のサービスを一体的に提供します。
	地域密着型特定施設入居者生活介護		定員29人以下の「特定施設入居者生活介護」です。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模特別養護老人ホーム	定員29人以下の「介護老人福祉施設」です。
	地域密着型通所介護		平成28年4月1日から、通所介護を実施している事業所のうち定員18人以下の事業所が地域密着型サービスへ移行しています。
夜間対応型訪問介護		夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話などを行います。	
施設サービス	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴や排泄、食事の介護など、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。
	介護老人保健施設	老人保健施設	病状が安定期にある者に、在宅復帰をめざして看護・医学的管理のもとで介護や機能訓練などを行います。
	介護医療院		長期にわたり療養が必要な者に、療養上の管理、看護・医学的管理のもとにおける介護や医療などを行います。(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)
	介護療養型医療施設		症状が安定期にあるが長期間の療養が必要な者に、療養上の管理、看護・医学的管理のもとにおける介護や医療などを行います。

介護予防給付		
給付費等名称	通称	内容
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	看護職員や介護職員が浴槽を備えた入浴車で居宅を訪問し、介護予防を目的とした入浴の介助を行います。
	介護予防訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
	介護予防訪問リハビリテーション	リハビリの専門職が居宅を訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。
	介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
	介護予防通所リハビリテーション	デイケア 医療機関や介護老人保健施設に通って、介護予防を目的とした入浴や食事の提供、介護予防を目的としたリハビリテーションを受けます。
	介護予防短期入所生活介護	ショートステイ 短期間、特別養護老人ホームなどに入所して、介護予防を目的とした入浴・食事や日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
	介護予防短期入所療養介護	ショートステイ 短期間、介護療養病床や老人保健施設に入所して、介護予防を目的とした日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
	介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設 有料老人ホームなどの「特定施設」であって、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた住居に入居している者に、介護予防を目的としたサービスを行います。
	介護予防福祉用具貸与	レンタル 車いす、歩行補助つえなどの日常生活に必要な福祉用具を借ります。指定の品目があります。
	特定介護予防福祉用具販売	腰掛便座や入浴補助用具など貸与になじまない福祉用具の中で、介護予防に役立つ福祉用具の購入費の一部を支給します。指定の品目があります。
	住宅改修	住み慣れた自宅で安心して暮らすために、住宅改修費用の一部を支給します。改修の要件があります。
介護予防支援	地域高齢者支援センターなどのケアマネジャーが介護予防ケアプランを作成し、利用者が自立を目指した生活を送れるよう支援します。	
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	認知デイ 認知症の症状のある者を対象に、介護予防を目的として認知症状の進行緩和をめざしたサービスを行います。
	介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援の認定を受けた者を対象に、「通い・訪問・泊まり」のサービスを行います。
	介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム 認知症と診断された者が少人数で共同生活を営みながら、家庭的な雰囲気の中で介護予防を目的とした介護や機能訓練などを受けます。

その他		
給付費等名称	通称	内容
特定入所者介護サービス費等給付		施設サービスや短期入所サービスを利用した時に支払う食費・居住費又は滞在費について、所得状況に応じて負担が軽減されます。(申請が必要です。)
高額介護サービス費等給付		介護保険サービスの自己負担額が世帯の負担上限額を超えた場合に、超えた分が払い戻されます。
高額医療合算介護サービス費等給付		同一世帯内で介護保険と医療保険の両方の合計額(年額)が、世帯の負担上限額を超えた場合に、超えた分が払い戻されます。

資料

資料 目次

1	計画の策定経過	・・・129
2	計画の点検・評価	・・・130
3	計画推進協議会委員名簿	・・・130
4	用語の説明	・・・131
5	高知市高齢者保健福祉計画 指標・目標一覧	・・・141

1 計画の策定経過

計画は、次のとおり検討審議されました。

会の種類	開催日	主な内容
平成28年度 第2回 高齢者保健福祉計画推進協議会	平成29年 2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市高齢者保健福祉計画(平成30～32年度)検討体制・スケジュールについて ・国の動向 ・高知市高齢者保健福祉に関する調査
平成29年度 第1回 高齢者保健福祉計画推進協議会	平成29年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市高齢者保健福祉計画(平成27～29年度)の総括(本市の高齢者保健福祉に関する現状・課題と今後の方向性)
第2回 高齢者保健福祉計画推進協議会	平成29年 10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市高齢者保健福祉計画(平成27～29年度)の重点施策の結果 ・平成29年度高齢者保健福祉に関する調査結果報告 ・国の方針 ・新計画概要(案)
第3回 高齢者保健福祉計画推進協議会	平成29年 12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市高齢者保健福祉計画(平成30～32年度)素案
第4回 高齢者保健福祉計画推進協議会	平成30年 1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市介護保険事業計画(平成30～32年度)素案
パブリックコメント	1月24日 ～ 2月14日	
第5回 高齢者保健福祉計画推進協議会	2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30～32年度)原案



2 計画の点検・評価

計画策定後は、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会に対し、定期的に計画の評価等を報告するとともに、進行管理を行っていきます。また、ホームページに計画の概要を掲載し、市民に情報発信をする一方、市民からの声を受け、市民とともに計画を点検・評価していきます。

3 計画推進協議会委員名簿 (任期:平成 29 年4月1日～平成 32 年3月 31 日)

	所属・役職等	委員氏名	協議会 役職
1	国立大学法人高知大学教育研究部医療学系連携医学部門 (公衆衛生学) 教授	安田 誠史	会長
2	社会福祉法人高知市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	舛田 郁男	副会長
3	高知県ホームヘルパー連絡協議会 副会長	川田 麻衣子	
4	高知市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	北岡 廣明	
5	公益社団法人認知症の人と家族の会 高知県支部 世話人代表	佐藤 政子	
6	高知市居宅介護支援事業所協議会 会長	神明 泰子	
7	一般社団法人高知市歯科医師会 副会長	高橋 豊	
8	公益社団法人高知県薬剤師会 副会長(高知市薬剤師会会長)	寺尾 智恵美	
9	高知県医療ソーシャルワーカー協会 会長	中本 雅彦	
10	NPO 法人高知市身体障害者連合会 会長	中屋 圭二	
11	高知市老人クラブ連合会 会長	西村 和彦	
12	公募委員	福島 由紀	
13	高知県老人福祉施設協議会 副会長	福田 晃代	
14	公益社団法人高知市シルバー人材センター 事務局長	藤原 好幸	
15	公募委員	堀川 武志	
16	公募委員	松村 謙治	
17	公益社団法人高知県理学療法士協会 代表理事兼会長	宮本 謙三	
18	一般社団法人高知県作業療法士会 理事兼事務局長	矢野 勇介	
19	公募委員	山根 喜美子	
20	一般社団法人高知市医師会 理事	山村 栄一	

会長, 副会長以下五十音順

4 用語の説明

【あ行】

アセスメント： 利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。

あんしん F メール： 高知県警が実施している不審者や行方不明者情報のメール配信サービス。

医療保護入院： 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の規定により、指定医による診察の結果、精神障害であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、精神障害のために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたもの等について、精神科病院の管理者が家族等のうちいずれかの者の同意があるとき、本人の同意がなくても入院させることができるという入院形態。

いきいき健康チャレンジ事業：

「チャレンジ目標(①体重測定②血圧測定③8,000 歩歩く④連続週2日休肝日をつくる⑤禁煙)の中から一つ決め、3か月実践し記録する」という高知市保健所が取り組んでいる健康づくり事業。

いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操：

高知市が介護予防を目的に開発した体操。いきいき百歳体操は、筋力をつけ、いつまでも元気で過ごせる体をつくることを目的とした錘を使った筋力運動。かみかみ百歳体操は、食べたり飲みこんだりする力をつけることを目的とした運動。しゃきしゃき百歳体操は、認知機能(注意力や判断力)高めることを目的とした運動。

いきいき百歳サポーター： 地域で実施しているいきいき百歳体操会場のサポートを行うボランティア。

インフォーマル： 行政や専門機関等、フォーマル(正式)な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援。

A 類型(人員基準緩和)事業所：

人員基準を緩和し、一定の研修を受講した者も従事することができ、生活援助を行う事業所。

SNS : ソーシャルネットワーキングサービス。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。



【か行】

介護給付等適正化事業：

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することを促す事業。適切な介護サービスを確保しつつ、介護保険料の上昇を抑制することにより、持続可能な介護保険制度の構築を目指すもの。

介護事業所認証評価制度：

介護職員の育成や定着，利用者満足度の向上につながる取り組みについて，高知県で一定の項目や基準を定め，それを達成するために取り組む事業所のサポートを行い，優良事業所を「高知県認証介護事業所」として評価し，公表を行う。

介護老人保健施設：

病状が安定期にある者に，在宅復帰をめざして看護・医学的管理のもとで介護や機能訓練等を行う施設。

過誤 : 国保連合会で審査確定した内容に誤りがあった場合に，事業所から保険者に過誤申立てをして，給付実績を取り下げる（支払い金額の返還を行う）処理。

看護小規模多機能型居宅介護：

「小規模多機能型居宅介護」に訪問看護サービスを組み合わせて，介護と看護のサービスを一体的に提供するサービス。

キャラバン・メイト：認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を企画・立案し実施する者。

居宅介護支援事業所：

在宅の要介護者が適切に介護サービスを利用できるようケアマネジャーが在籍し，要介護認定申請の手伝いや，利用者（要支援・要介護認定者）のケアプランを，利用者や家族の立場になって作成する事業所。

ケアプラン : 要介護または要支援と認定された被保険者等の依頼に応じて，アセスメントと本人や家族の意向をもとにケアマネジャーによって立てられるサービス提供の計画。

ケアマネジメント：適切なアセスメントに基づいて，各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること。

ケアマネジャー：介護支援専門員。介護保険の認定者からの相談に応じ，その希望や心身の状況から適切な在宅または施設サービスが利用できるように，介護サービス計画を立てるとともに市町村，居宅介護サービス事業者，介護保険施設等との連絡調整を行う人。

健康寿命 : 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

こうち笑顔マイレージ：一定の要件に該当する高知市に住民票のある65歳以上の方が、介護施設等でのボランティア活動に参加したり、「いきいき百歳体操」へ参加したりすること（健康づくり活動）でポイントがたまり、商品券などに還元することができる制度（参加には登録が必要）。活動の種類として「ボランティア活動」と「健康づくり活動」がある。

こうち笑顔マイレージ（健康づくり活動）：

65歳以上の健康づくり活動に登録した人が、いきいき百歳体操に参加した際にポイントを付与し、年間40ポイント（上限1,000円）を上限に、ですかチャージ券や商品券等と交換することができる制度（ポイント交換は、要支援・要介護認定を受けていない、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者となっていない、介護保険料の滞納がないことが要件）。

こうち笑顔マイレージ（ボランティア活動）：

65歳以上のボランティアとして登録した人が、介護保険施設等にてボランティア活動をした際にポイントを付与し、年間200ポイント（5,000円）を上限に、ですかチャージ券や商品券等と交換することができる制度（ポイント交換は、要支援・要介護認定を受けていない、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者となっていない、介護保険料の滞納がないことが要件）。

高知県居住支援協議会：

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法第10条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。高知県においては、これに加え、高知県への移住希望者に対する検討も行っている。

高知市交通バリアフリー基本構想：

平成12年度に施行された交通バリアフリー法に基づき、高齢者・身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性の向上を図るために、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想。

高知市交通バリアフリー道路特定事業計画：

平成15年度に策定された高知市交通バリアフリー基本構想に基づいて、重点的に整備を行っていく道路についての事業計画。

高知市在宅医療・介護連携推進委員会：

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを希望するまで続けることができるよう、在宅医療及び介護を一体的に提供する体制を構築するための方策等を協議するために設置した市民を含む関係者から構成される委員会。

**高知市地域公共交通網形成計画：**

人口減少社会における活力の維持・向上に向けて、集約型の都市構造を将来像としている本市のまちづくりと連携した、総合的な公共交通ネットワークを再構築するための実施計画。

高知市地域防災計画：

災害対策基本法第 42 条に基づき、本市の地域における各種災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市や県、防災関係機関、市民、民間事業者、地域団体等がそれぞれ相互に協力した災害予防、災害応急、災害復旧活動に当たるための諸施策の基本を定め、本市の総合的な災害対応力の向上を図ることを目的として、高知市防災会議において策定した計画。

高知市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)：

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、高齢者や障がい者など災害時に自ら避難することが著しく困難な方の「避難行動要支援者」の名簿作成が市町村に義務付けられるとともに、本人同意を得た上で、平常時から地域での支援者となる民生委員や自主防災組織等の各団体(避難支援等関係者)に名簿情報を提供することとされ、地域防災計画の修正に併せて、平成 26 年 12 月に策定。今後、名簿を活用し、地域が中心となって個別計画(要支援者個々の避難方法を定めた避難支援計画)を策定するなど、地域と連携した災害時における避難支援体制を整備していく。

交通バリアフリー法：

正式名称「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成 12 年施行)」。公共交通事業者にバリアフリー化に向けた施設整備を義務付ける一方で、自治体によっては、一定規模の旅客施設を中心とした地区(重点整備地区)において面的なバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための「交通バリアフリー基本構想」を策定できると規定されている。

高齢化率 : 65 歳以上人口が総人口に占める割合。

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)：

生活援助員により生活相談や生活指導、安否確認等のサービスを必要に応じて実施している住宅。

【さ行】

在宅医療介護支援センター：

本市が高知市医師会に委託し設置した在宅医療と介護を結びつけるコーディネート機関。正式名称は「高知市在宅医療介護支援センター」。医療・介護関係者の連携をサポートすることで、高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域づくりを支援している。

サービス付高齢者向け住宅：

高齢者専用の民間賃貸住宅で、居室の広さや設備、段差解消等のバリアフリー化に加え、生活相談や安否確認等のサービスを提供する住宅であり、都道府県・政令市・中核市が登録を行う。

支え合いマップづくり：住民のふれあいや助け合いの実態を、地元住民が住宅地図に記入していき、地域にある福祉課題や対処方法について考えるための手法。

C 類型(短期集中)事業所：

保健・医療の専門職が中心となって、3～6か月の短期間で生活行為の改善に向けたサービス提供を行う事業所。

自主防災組織：「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第2条の2第2号)」として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている。

市長審判請求：認知症高齢者等で4親等内親族に成年後見制度の申立てを行う意思が無く、援助を受けることができない方について、市長が審判の請求をするもの。

市民後見人：弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理感が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に着けた良質の第三者後見人等の候補者。

若年性認知症：65歳未満で発症した認知症。

若年性認知症コーディネーター：

若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するため、若年性認知症の人の自立支援にかかわる者のネットワーク調整役を担う者。

若年性認知症就労支援コーディネーター：

若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するため、若年性認知症の人の自立支援にかかわる者のネットワーク調整役を担う者。



住宅確保要配慮者：低額所得者，被災者，高齢者，障害者，子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

小規模多機能型居宅介護：

心身の状況や希望に応じて、「通い」を中心に「訪問・泊まり」を組み合わせて日常生活上の介護や機能訓練などを受けるサービス。

ショートステイ：要介護の高齢者が数日から1週間程度施設に入所できるサービス。

消防団員：地方公務員法及び消防組織法に規定された，市町村における非常勤の特別職地方公務員で全国に設置された消防団に所属し，火災又は地震等の災害による被害を軽減するため地域の防災に努めている。高知市消防団は現在，団本部と32分団で構成されており，秋の火災予防運動期間中の防災訪問は，高知市消防団本部の女性消防団員が防災訪問を実施している。

生活支援コーディネーター：

生活支援体制の整備を推進していくため，地域資源の把握や不足する資源の開発，生活支援サービス等の提供主体間のネットワーク構築，新たな担い手の養成，地域の生活支援ニーズと取組のマッチング等を行う人。

生活支援体制整備事業：

NPO法人，民間企業，協同組合，ボランティア，社会福祉法人，社会福祉協議会，老人クラブ，シルバー人材センター等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら，多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行うことを目的とした事業。

生産年齢人口：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。

成年後見制度：認知症，知的障害，精神障害などの理由で判断能力の不十分な方について，本人の権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援する制度。

成年後見人：認知症，知的障害，精神障害などの理由で判断能力の不十分な方について，本人の権利を守り支援する人。

【た行】

第1層協議体(市全域):

市町村が主体となって、生活支援等サービスの多様な提供主体が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場で、生活支援に関する取組の方向性や課題の把握、解決策の検討等を行う協議体。

第1層生活支援コーディネーター:

高知市全域を担当する生活支援コーディネーター。

第2層協議体(日常生活圏域):

地域高齢者支援センターの担当地域内を対象に行う協議体。

第2層生活支援コーディネーター:

地域高齢者支援センターの担当地域内で活動する生活支援コーディネーター。

第4期介護給付適正化計画:

都道府県が、市町村と一体となった介護給付の適正化のために、国の指針に基づき平成19年度に「介護給付適正化計画」を策定。平成19～22年度を第1期、平成23～26年度を第2期、平成27～29年度が第3期、平成30～32年度が第4期となる。

短期系 : 在宅介護実態調査においては、(介護予防)短期入所生活介護・(介護予防)短期入所療養介護のサービスの総称。

地域ケア会議: 個別事例の課題解決を通じて自立支援に資するケアマネジメント力の向上や支援ネットワークの構築、地域課題の把握や検討を多職種で行う会議。

地域福祉コーディネーター:

地域社会の生活問題について、地域住民の主体性を高めつつ、住民自らそれらの問題を明確化し、解決していくことを側面的に支援する役割をもった専門職。高知市社会福祉協議会に配置されている。

地域包括ケア「見える化」システム:

厚生労働省が構築したシステム。地域間比較等による分析から、自治体の課題抽出がより可能となる。同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策が検討しやすくなる。

**地域密着型サービス：**

住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにすることを目指して導入されたサービス。このサービスを利用できるのは、原則、高知市民に限られる。

通所型介護予防サービス：

通所介護(デイサービス)。デイサービスセンターなどに通って、介護予防を目的とした入浴や食事の提供、日常生活上の介護や機能訓練を行うサービス。

通所系： 在宅介護実態調査においては、(介護予防)通所介護・(介護予防)通所リハビリテーション・(介護予防)認知症対応型通所介護 のサービスの総称。

津波避難ビル： 津波浸水予測区域内の市民が、南海地震等によって発生する津波の衝撃や、浸水した水から身体を守るため、地震発生から、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、一時的に高所に避難するための人工構造物。

低栄養 : 健康的に生きるために必要な量の栄養が摂れていない状態。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：

ヘルパーや看護師による定期的な訪問と、利用者からの通報に対する電話対応や随時の訪問を行うサービス。

適正化事業：「介護給付適正化事業」と同義。

デマンド型乗り合いタクシー：

予約(デマンド)して利用できる公共交通。路線バスと同様に決まったルート・ダイヤで乗り合い運行している。

特定目的住宅： 高知市営住宅条例第9条第2項に規定する特定の目的のために整備する市営住宅。高齢者世帯向住宅、高齢者世話付住宅等がある。

特別養護老人ホーム：

介護老人福祉施設。可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴や排泄、食事の介護など、日常生活上の世話や機能訓練などを行う施設。

【な行】

日常生活圏域： 住み慣れた地域でのサービス利用を可能にするために、本市を「生活圏域」によって区分したもの。高齢者人口や地域におけるさまざまな活動単位等を考慮し、高知市においては東・西・南・北の4つの圏域に設定。

入・退院時の引継ぎルール：

医療と介護を必要とする介護保険を利用する高齢者等が、安心して在宅生活を継続していくために、入・退院をする際に、病院とケアマネジャーが「互い」に「確実」に「引継ぎ」と「情報共有」を行うことを目指し、病院担当者とケアマネジャーが協議をした上で策定した、本市におけるルール。

認知症カフェ： 認知症の人やその家族、地域住民、医療や介護の専門職等、誰もが参加できる場。

認知症ケア・パス： 認知症の人の状態に合わせて、どのような支援やサービスを受けられるのかを表したものの。

認知症サポーター： 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する人。

認知症初期集中支援チーム：

認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するチーム。チーム員は、一定の要件を満たす専門職2名以上、専門医1名の計3名以上の専門職にて編成する。

認知症自立度： 認知症高齢者の日常生活自立度。認知症の人にかかる介護の度合い、大変さをレベルごとに分類したもの。「自立」「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」「Ⅳ」「M」に分類される。

「自立」：まったく認知症を有しない人。

「Ⅰ」：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態。

「Ⅱ」：日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。

「Ⅲ」：日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態。

認知症対応型共同生活介護：

認知症と診断された人が少人数で共同生活を営みながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練などを受けるサービス。

認知症対応型通所介護：

認知症の症状がある者に対し、デイサービスセンターなどで、認知症状の進行緩和をめざしたサービスを行う。



認知症地域支援推進員：

認知症の人の状況に応じた支援体制を構築することができるよう、医療・介護及び地域の社会資源等の連携推進や本人や家族の相談業務等を担う人。

認定率 : 認定者数を65歳以上人口で除したもの。

【は行】

パブリックコメント：高知市市民意見提出制度のこと。透明で開かれた市民に信頼される市政を目指して、意思決定前の情報の公表を行い、市民の多様な意見・提言等を広く聴くことによって、市民の立場に立った、より質の高い政策を立案・決定することにある。また、同時に市民の疑問や意見等に対する市の説明の機会を確保するとともに、市民の市政への参画を促進する一手法として実施するもの。

バリアフリー：高齢者や障害のある人等の行動を妨げている障壁を取り除いた建築設計。また、高齢者や障害のある人等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く心のバリアフリーも含まれる。

バリアフリー新法：正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。それまでであったいわゆる「ハートビル法」(正式名称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」と交通バリアフリー法(正式名称「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」)を統合した法律。

避難行動要支援者：要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、かつ災害が発生し、または発生する恐れがある場合に自ら避難することが著しく困難である人。

BPSD : 認知症では、加齢による脳の病的な変化や病気などにより脳の細胞が壊れ、その脳の細胞が担っていた役割が失われることで起こる症状を「中核症状」という。一方、中核症状によって引き起こされる二次的な症状を「行動・心理症状」や「周辺症状」といい、BPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia)という略語が使われている。

福祉住環境コーディネーター：

高齢者や障害者に対し、できるだけ自立いきいきと生活できる住環境を提案するアドバイザー。医療・福祉・建築について体系的に幅広い知識を身に付け、各種の専門家と連携をとりながらクライアントに適切な住宅改修プランを提示している。

福祉避難所 : 高齢者や障害者等、一般的な避難所では生活に支障がある人を対象に何らかの特別な配慮がされた施設。

平均自立期間：生存期間について日常生活に介護を要しない期間を「自立期間」と呼び、集団における各人の自立期間の平均値を「平均自立期間」という。「65歳の平均自立期間」とは、65歳の人が必要介護2の状態になるまでの期間をいう。

防災訪問：各署所(消防署・分署・出張所)が毎月1回、単身高齢者世帯及び身体障害者に対し防災訪問を実施しているが、11月には、更に秋の火災予防運動期間中(毎年11月9日～11月15日)の慣例行事として、高知市消防団本部の女性消防団員が防災訪問を実施している。

訪問系：在宅介護実態調査においては、(介護予防)訪問介護・(介護予防)訪問入浴介護・(介護予防)訪問看護・(介護予防)訪問リハビリテーション・(介護予防)居宅療養管理指導・夜間対応型訪問看護のサービスの総称。

【や行】

要介護認定適正化事業：

要介護・要支援認定における訪問調査の保険者職員等による実施及び委託訪問調査に関する認定調査状況のチェック等の実施を行うことにより、適正に認定を行うようにする事業。

要配慮者： 高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等特に配慮が必要な人

【ら行】

リハビリ専門職：リハビリテーションを専門的に行う職種(理学療法士や作業療法士，言語聴覚士)。

【わ行】

ワンストップ機能：高齢者に限定せず，障害者や子どもへの支援に関する相談についても受け止め，関係機関へつなぐ機能。

5 高知市高齢者保健福祉計画 指標・目標一覧

<高知市高齢者保健福祉計画 指標・目標一覧>

高知市高齢者保健福祉計画	指標名	現状(第6期)		目標(第7期)	
		数値	時点	数値	時点
	65歳の平均自立期間	男性 17.45年 女性 20.90年	平成28年	男性 18.0年 女性 21.6年	平成31年
	高齢者の自覚的健康感が「とてもよい」「まあよい」の割合	75.70%	平成29年度	78%	平成32年度

第1節		指標名	現状(第6期)		目標(第7期)	
基本目標	施策の方向性		数値	時点	数値	時点
いきいきと暮らし続けられる ～高齢者の健康増進・社会参加による健康寿命の維持向上及び～	1-1 健康づくりの推進	いきいき百歳体操参加者数	7,457人/年	平成29年7月調査	9,000人/年	平成32年調査予定
		いきいき百歳サポーター新規育成数	319人/3年間	平成29年度末	360人/3年間	平成32年度末
	1-2 生活支援サービスの充実	第2層生活支援コーディネーター配置	0圏域	平成29年度末	5圏域	平成32年度末
		介護予防等サービス従事者育成数	36人/3年間	平成30年1月末時点	120人/3年間	平成32年度末
		こうち笑顔マイレージ(ボランティア活動)登録者数	371人	平成30年1月末時点	600人	平成32年度末
		A類型(人員基準緩和)事業所数	1事業所	平成29年度末	3事業所	平成32年度末
		C類型(短期集中)事業所の創設	0事業所	平成29年度末	1事業所	平成32年度末
	1-3 市民が主体となる地域活動の推進	地域でのボランティア参加割合(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より)	12.6%	平成29年度	15%	平成32年度

第2節		指標名	現状(第6期)		目標(第7期)	
基本目標	施策の方向性		数値	時点	数値	時点
安心して暮らし続けられる ～暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える施策の推進～	2-1 ひとりになっても安心して暮らし続けられる支援	配食事業者における配食注文時のアセスメント(健康状態・低栄養リスク)の実施率	-	-	100%	平成32年度末
		ワンコインサービスの利用件数	2,304件/年	平成28年度	4,000件/年	平成32年度
	2-2 認知症になっても安心して暮らし続けられる支援	認知症の人の精神科入院者数	282人	平成29年6月30日時点	282人	平成32年6月30日時点
		認知症サポーター養成講座受講者数	5,341人/3年間	平成30年1月末時点	7,500人/3年間	平成32年度末
		認知症サポーターステップアップ研修受講者のうち、高知市社会福祉協議会へボランティア登録した総人数	71人/3年間	平成29年度末	90人/3年間	平成32年度末
		認知症初期集中支援チームの設置	2チーム	平成29年度末	3チーム	平成32年度末
		認知症初期集中支援チーム員対応者のうち、在宅継続者の割合	85.7%(各年度)	平成28年度	90%(各年度)	
	2-3 重度の要介護状態になっても安心して暮らし続けられる支援	入・退院時の引継ぎについて 退院時の病院からケアマネジャーへの紙面引継ぎ	58%	平成29年度	80%	平成32年度
		医療機関が在宅看取りを行った件数	357件	平成27年	400件	平成31年
	2-4 安心して暮らし続けられるための権利を守る支援	市長申立て件数	20件/3年間	平成30年1月末時点	30件/3年間	平成32年度末
		市民後見人のバンク新規登録者数	14人/3年間	平成29年度末	15人/3年間	平成32年度末
	2-5 災害時でも安心して暮らし続けられる支援	高知市総合計画 第3次実施計画, 高知市強靱化計画, 高知市強靱化アクションプランに記載				

第3節		指標名	現状(第6期)		目標(第7期)	
基本目標	施策の方向性		数値	時点	数値	時点
住み慣れた地域で暮らし続けられる ～暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える施策の推進(住環境・公共交通など)～	3-1 多様な暮らし方の支援	第5節に記載				
	3-2 暮らしの中で受けられる介護サービスの充実	介護保険事業計画に記載				
	3-3 公共空間や交通のバリアフリー化	高知市交通バリアフリー基本構想, 高知市交通バリアフリー道路特定事業計画及び高知市地域公共交通網形成計画に記載				

第4節		指標名	現状(第6期)		目標(第7期)	
基本目標	施策の方向性		数値	時点	数値	時点
介護や看護に従事する人たちが誇りとやりがいを持って働き続けられる ～介護事業所・従事者の質の向上, 労働環境の整備促進～	4-1 事業所の質の向上	ケアマネジメント力向上のための研修体系作成	-	-	作成	平成32年度末
		自立を目指すケア研修 参加事業所のうち, 1日の水分摂取量1,500cc以上の事業所の割合	50%(各年度)	平成29年度	60%(各年度)	
	4-2 事業所の職場環境の改善	「相談の場」実施回数	-	-	4回以上(各年度)	
		「相談の場」参加者数	-	-	50名以上(各年度)	

第5節		指標名	現状(第6期)		目標(第7期)			
基本目標	施策の方向性		数値	時点	数値	時点		
多様なサービスを効果的に受けられる ～保険者によるマネジメント機能の強化・推進～	5-1 多様なサービス主体との考え方や方向性の共有	関係機関との情報共有化システムの構築	-	-	構築	平成32年度末		
		介護保険制度や今後の超高齢社会の現状, 自立支援に関する啓発回数	-	-	200回/3年間	平成32年度末		
	5-2 地域高齢者支援センターの機能強化	地域ケア会議開催数	33回/3年間	平成28年度末	150回/3年間	平成32年度末		
	5-3 地域分析に基づく保険者機能の強化	●「見える化」システムを活用した情報共有・地域分析の促進 ●介護給付等に要する費用にかかる適正化事業の実施	「見える化」システムを活用した, 事業の達成状況確認の実施回数	-	-	1回以上(各年度) ※高知県に報告予定		
			要介護認定の適正化	事後点検実施率(直営分・委託分)分析と対策検討の実施回数	100%(各年度) 未実施		100%(各年度) 1回(各年度)	
			ケアプラン点検の実施	指定居宅介護支援事業所のケアプラン点検実施率 ヒアリングを実施したケアプラン点検での指摘事項改善	100%(各年度)		100%(各年度) 80%(各年度)	
			住宅改修の点検, 福祉用具購入・貸与の調査	住宅改修: 書類点検と訪問調査(必要時)の実施率	施工前・後ともに100%(各年度)		施工前・後ともに100%(各年度)	
				福祉用具購入・貸与: 書類点検と訪問調査(必要時)の実施率	購入後・貸与前 100%(各年度)		購入後・貸与前 100%(各年度)	
			縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検の実施率	100%(各年度)		100%(各年度)	
				医療情報との突合の実施率	100%(各年度)		100%(各年度)	
			介護給付費通知の送付	介護給付費通知の送付回数	2回(各年度)		2回(各年度)	
			適正化に関するシステムの活用	国民健康保険団体連合会システムからの出力帳票の内容確認実施率	一部実施		100%実施(各年度)	
				事業者等への照会, ヒアリングの実施回数	2回(各年度)		2回(各年度)	
			指導監査等の効果的な実施	対象事業所への実地調査実施率	100%(各年度)		100%(各年度)	
				集団指導等の実施回数	期中に2回		1回以上(各年度)	
適正化事業の状況を把握(確認数値)			指標名	現状(高知市)		現状(中核市平均)		
	調整済み認定率	19.00%		平成28年度	19.00%	平成28年度		
	在宅サービスの調整済み第1号被保険者一人あたり給付月額	10,434円		平成27年度	11,683円	平成27年度		
		施設及び居宅サービスの調整済み第1号被保険者一人あたり給付月額	9,367円	平成27年度	8,999円	平成27年度		

※第7期からの新規事業については, 現状は「-」と記載。

編集・発行

高知市健康福祉部

健康福祉総務課	088-823-9440	〒780-8571	高知市本町5丁目1番45号
介護保険課	088-823-9927		〃
高齢者支援課	088-823-9441		〃
健康増進課	088-803-8005	〒780-0850	高知市丸ノ内1丁目7番45号